

令和5年9月

「相続財産管理人口座開設手数料」新設のお知らせ

平素より、大田原信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。 このたび、大田原信用金庫では、「相続財産管理人口座開設手数料」を新設いたします。 今後もより一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますよう お願い申し上げます。

記

- 1. 新設日 令和5年10月2日(月)
- 2. 新設する手数料 相続財産管理人口座開設手数料 口座開設 1 件当たり 11,000 円(税込) ※新規に口座開設する相続財産管理人名義の全口座(個人・法人を問いません) ※複数の口座を開設する場合は、口座開設1件につき、上記手数料をお支払いいただきます。

以上



大田原信用金庫